

諮詢第二十号

下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮詢について

下水道使用料の督促処分について、別紙のとおり審査請求があつたので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百三十一条の三第七項の規定に基づき、諮詢する。

平成二十七年十二月三日提出

青 森 市 長

鹿 内

博

審査請求書（下水道使用料督促状1）

平成27年8月3日(月)

青森市長 鹿内 博 様

審査請求人 三国谷由貴



下記のとおり審査請求をする。

記

1. 審査請求人の住所、氏名、年齢

住 所 青森市造道2丁目8-19 ロイヤルシャトーヴィル102

氏 名 三国谷由貴

年 齢 31歳

2. 審査請求に係る処分

青森市公営企業管理者企業局長(以下「企業局長」という。)の平成27年7月3日

付け下水道使用料督促状(平成27年5月分)(以下「本件督促状」という。)による処分。

3. 審査請求に係る処分があつたことを知った年月日

平成27年7月4日

4. 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの決定を求める。

5. 審査請求の理由

(1) 平成27年6月4日付け「平成27年度下水道使用料督促状(平成27年度4月分)」(以下「4月分督促状」という。)は差出人が青森市長であるが、本件督促状の差出人は青森市公営企業管理者企業局長となっている。私が使用している青森市公共下水道管理者たる青森市長からの督促状であれば話が分かるが、突然差出人名が変更された本件督促状は信憑性がなく違法不当であり、本件督促状は取り消されるべきである。

(2) 4月分督促状には「督促手数料 70円」の記載があるが、本件督促状にはその記載がない。本件督促状の発行には経費がかかっており、その経費は下水道使用料滞納者から徴収するべきものであるが、本件督促状の発行に要した費用を私から徴収しないのは違法である。督促手数料の記載のない本件督促状は違法不当であり、取り消されるべきものである。

(3) 本件督促状の下の方の四角の枠組みの中に延滞金、滞納処分のことが書かれているが、意味趣旨が不明である。4月分督促状には「指定納期限までに納付しなければ、延滞金がかかり、滞納処分を受けることがあります。」と青森市長名で一貫した流れの説明があるが、本件督促状では下水道使用料の納付は命令しているが、延滞金の納付は命令していない。意味不明な事項の記載のある本件督促状は不当であり、取り消されるべきである。

6. 処分庁の教示

不服申し立てに関する教示はありました。

7. 行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定による口頭の意見陳述の申立て
意見陳述は希望しません。

